

欄の「寺田稔」の筆跡が酷似した多数の領収書だ。その数は七十一枚に及ぶ。発行したのは、地元・呉市を中心としたドラッグストアや定食屋などで、それぞれ異なる店舗。「稔」の第一画の書き方が独特で、右上から左下に払うべきところを、左から右に書き始め、カタカナの「フ」のように記している。「稔」の「心」の部分のはな方にも特徴があり、同一人物の筆跡と見られる。

さらに、竹原市内のコンビニやスーパーなどで発行された六枚の領収書も筆跡が酷似していた。この六枚は、七十一枚の領収書とは筆跡が異なる。むしろ、先週号で報じた竹原後援会が受領した十一枚の領収書に酷似していた。すなわち、筆跡が酷似した領収書は竹原と呉の二パターンあり、計七十七枚に上るのだ。これは多数の領収書の筆跡が酷似することなどあり得るのか。弁当代の支出を受けた飲食店を訪ね、店主に領収書を見せると、こう証言した。

後援会の「お取引店番」と一致

さらに――。一層重大な問題を孕むのが、冒頭で紹介した「九枚の振込明細」である。それも選挙運動費用収支報告書とは、候補者本人が集めた収入とそこから使った支出を記載するものだ。収入について、寺田氏は自己資金三百万円に加え、自らが代表の「自由民主党広島県第五選挙区支部」から一千二百万円の寄付を受けている。本来、この計一千五百万円の中から選挙費用を賄わなければならない。また、その支出について

トタイプだけど、これは宛名を書かんから」(夫)。こうした証言も踏まえると、領収書の宛名は寺田氏の側が記入した可能性が高い。民法四百八十六条は、領収書について「弁済をする者は(略)弁済を受領する者に對して受取証書の交付を請求することができる」と定める。受け取った側が宛名を記入する行為は、不法行為の疑いがあるのだ。

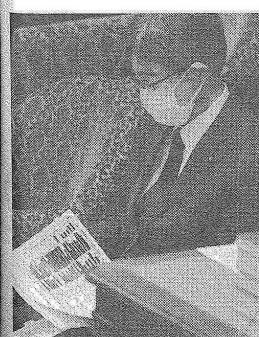
数添付されていた。「お取引店番」は、呉支店を指す「064」。呉支店の「寺田氏の口座」から、適切に支出していたことになる。では、計約百六十万円に及ぶ「九枚の振込明細」の場合はどうなのか。実は、明細の「依頼人」欄にはこの印字されていたのだ。「テラダミノルタケハラコウエンカイ」つまり、寺田氏ではなく、竹原後援会が約百六十万円を支出していたことになる。口座番号こそ伏せられているが、「お取引店番」は竹原支店を指す「081」。同後援会は県選管に政治資金収支報告書を出しているが、そこに添付された振込明細と店番号などの記載は一致している。したがって、この約百六十万円に関しては、呉支店にある「寺田氏の口座」ではなく、竹原支店にある「竹原後援会の口座」から支出されたことと見られるのだ。

「後援会による支出が、候補者個人の支出として記載されることなど想像もつきません。基本的に、選挙運動費用収支報告書は候補者個人の収入と支出を全て記載して提出してもらい、後援会などの政治活動にかかった費用とは全くの別物です」

ただ、後援会が選挙のために支出することは法的に不可能ではないという。

「一般的には、後援会から候補者個人に寄附をした上で、候補者がその寄附を原資として支出することはあり得ます。また、後援会から事務所などを無償提供された場合は、同報告書の収入欄に「無償提供」として記載する必要があるはずです」(同前)

しかし、前述したように、寺田氏が集めた選挙費用の担当者こそ語る。



国会答弁用の資料に目を通す寺田氏

用は自己資金と第五支部からの一千五百万円、竹原後援会からの寄附は存在せず、「無償提供」とも記されていない。竹原後援会が約百六十万円を、肩代わりしたことに疑いはないのだ。だが、その事実が情報公開請求で振込明細を入手しない限り、窺い知れない。なぜなら選挙運動費用収支報告書の「支出の部」欄には、こう記されているからだ。

地元市議らが取材に連続証言

科せられる。しかも報告書上は、約百六十万円を寺田氏が支出した形になっていますが、実際には支出していません。後援会が、肩代わりしている以上、約百六十万円は寺田氏に残っていることになる。つまり、裏金になっていたのです。こうした処理が許されれば、幾らでも別の財布から選挙費用を出し、自分の財布に裏金を溜めることも可能になってしまいます。

「なぜ、寺田氏は、法的に別主である、竹原後援会の財布から選挙費用を支出することが可能だったのか。言うまでもなく、寺田氏に極めて強い指揮・監督権が無ければ不可能だ。つまり、竹原後援会は一別団体で、収支報告をチェックする立場にない」とする国会答弁も、虚偽だったことが改めて裏付けられる。

「あの行為だ。衆院選の公示日に当たる昨年十月十九日、呉市と竹原市の二カ所で行った陣式を行った寺田氏。選挙運動費用収支報告書によれば、この日、七十名超に對し、支払っていたのが、「労働者報酬」。その中には現職の地方議員も含まれていた。

「後援会による支出が、候補者個人の支出として記載されることなど想像もつきません。基本的に、選挙運動費用収支報告書は候補者個人の収入と支出を全て記載して提出してもらい、後援会などの政治活動にかかった費用とは全くの別物です」

ただ、後援会が選挙のために支出することは法的に不可能ではないという。

「一般的には、後援会から候補者個人に寄附をした上で、候補者がその寄附を原資として支出することはあり得ます。また、後援会から事務所などを無償提供された場合は、同報告書の収入欄に「無償提供」として記載する必要があるはずです」(同前)

しかし、前述したように、寺田氏が集めた選挙費用の担当者こそ語る。

選挙運動費用収支報告書

日	金額	用途	備考
11月4日	147,365	選挙運動	ガソリン代
11月5日	517,640	選挙運動	レンタカー代
11月5日	20,035	選挙運動	ガソリン代
11月5日	22,743	選挙運動	ガソリン代

選管に提出された選挙運動費用収支報告書
様々な支出が記載されているが……

冒頭で紹介した振込明細と全く同じ日付、金額、支出先である。計九項目、約百六十万円についていずれも同様の処理がなされていた。すなわち、実際には竹原後援会が支出していた選挙費用約百六十万円を、候補者である寺田氏が支出した形にする「虚偽報告」をしていたことになる。

さらに言えば、寺田氏は昨年十月二十九日、読売新聞の購読料として二千四百五十円を支払っているが、領収書の宛名は「寺田稔呉市後援会様」。呉市後援会も寺田氏の選挙費用の「肩代わり」をしていた疑いが強い。別主である後援会名義で領収書を受け取ること、都選管などの指針でも「第三者である後援会が支出したことを示さない」として、認められていない行為だ。

「公選法違反の虚偽記載罪に当たり、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金がある」と、寺田氏は自ら選挙費用と後援会の政治資金を一緒

「公選法違反の虚偽記載罪に当たり、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金がある」と、寺田氏は自ら選挙費用と後援会の政治資金を一緒

「公選法違反の虚偽記載罪に当たり、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金がある」と、寺田氏は自ら選挙費用と後援会の政治資金を一緒

アメリカがカルトに乗っ取られた！

中絶禁止法案は野放し、暴走する政教分離